

国書伝命礼にみる朝鮮通信使の服飾と徳川将軍家の服飾

The Formal Clothing Worn by the Korean Embassy Officials and the Tokugawa Shogun Family's Clothing at the Ceremony of Presenting the King of Joseon's State Letter

鄭 銀志 (元 日本女子大学 学術研究員)

1. はじめに

外交儀礼の行事における装束はその時代の対外政策の一面を反映していると言っても過言ではないだろう。従って、朝鮮通信使の三使が用いた装束には、外交使節として威容を整えると共に、善隣外交の具象的な表現手段としての特別な意味が込められていたと考えられる。

周知のように、近世を通じて朝鮮の国書を持参した朝鮮通信使は、12回(1607-1811)訪日しており、その都度、通信三使(正使・副使・従事官)は正装をし、使行のハイライトである国書伝命の儀式に臨んだ。では、12回に亘る儀式のうち、朝鮮最高の礼装である「金冠朝服」は、いつから着用されるようになったのであろうか。また、国書伝命の儀式において、徳川幕府側は、どのような礼装で三使を迎えたのであろうか。朝鮮通信使の服飾に関する先行研究は幾つか戒されているが、これらの点に関しては、まだ言及されておらず、未解明のままである。幸い、三使の金冠朝服の姿は、朝鮮通信使を主題とした多数の絵画史料から確認することができる。しかしながら、多く絵巻や版画などに見られる三使の姿は、冠は金冠を被っているが、官服は朝服よりランクの低い紅團領¹を着装した様子で描かれている。これは、当時の朝鮮の服制と全く異なるものにもかかわらず²、特に、正徳元年(1711)以後の絵画史料に多く見られる。これはいったい何故か、疑問を呈せざるをえない。

本稿では、通信使来日を基軸とする日朝外交史の中で、見え隠れする三使の「金冠朝服」の歴史を、国書伝命の儀式における「金冠朝服」の着用時期の明示、「金冠に紅團領」という異常な取り合わせの解明、国書伝命の儀式に見られる徳川幕府側の装束の究明、国書伝命の儀式に「金冠朝服」が採用された理由について考察していきたい。

2. 金冠朝服の構成

まず、金冠朝服の構成について触れておきたい。「金冠朝服」は、朝鮮官服の中での第一級礼装である。朝鮮国内では、国家の大事や慶賀、元旦、冬至などに文武百官の儀礼服として用いられたが、通信使行の際には、国書伝命の当日、つまり、朝鮮国王の親書を日本の徳川将軍に捧呈する儀式において、通信三使の儀礼服として着用された。

¹ 紅色の丸襟の官服(袍)。

² 拙稿：江戸時代における朝鮮通信使の服飾，服飾文化学会誌，4号，pp.15-29(2004)参照。

金冠朝服は、金冠、赤絹衣、裳、中単、後綬、帯、蔽膝、佩玉、笏、襪、靴で成り立つもので（図1）、職分の品位によって、金冠の梁の数や帯と笏の種類、佩玉の色、後綬の文様が区別された。着方は、まず、中単を着て、その上に裳を穿いた後、赤絹衣で身を纏う。その後、後綬を付けて、帯を締め、蔽膝と佩玉を掛けた。頭には金冠を被り、手に笏を持ち、足には襪を付けて靴を履いた。以下、金冠朝服の主構成要素である1) 金冠、2) 赤絹衣、3) 帯について明確にしておく。



図1. 金冠朝服着装図
「密昌君（1677-1746）の肖像画」
『石宙善記念博物館第23回特別展図録』
檀國大学校（2004）より転載



図2. 金冠（五梁冠）
韓国国立民俗博物館所蔵
東京国立博物館編『韓国の名宝』、NHKプロ
モーション、p.216（2002）より転載

（1）金冠

金冠は、梁冠とも言う。頭囲と後頭部には、鳳凰と牡丹唐草文様を施した飾りを付けて金泥を混ぜた漆を塗り、なお、冠に差し込む木簪にも金泥を加え、儀礼用冠としての豪華さに花を添えた。冠の上頭部から中央前面にかけては馬の尾で編んだ黒網で覆ったが、この黒網の上に金糸で縦線の畝を作り、梁と言った（図2）。この梁の数によって品位が区別されたが、『經國大典』（1485）の「禮典」（儀章條）によると、一品官は梁が五つある五梁冠、二品官は四梁冠、三品官は三梁冠、四・五・六品官は二梁冠、七・八・九品官は一梁冠と定められており、1865年に編纂された『大典會通』にも同一の記録が記されている。

(2) 赤絹衣

赤絹衣の素材は、赤色の絹である。日本の小袖のように襟を掛け合わせる垂領（直領）で、右衽にして右脇をコラム（結び紐）で結び止める形式である。襟、裾回し、袖口に縁をつけており、襟の上には白い絹で掛襟を付けた（図3）。



図3. 鄭元容（1783–1873）の赤絹衣
重要民俗資料131号、韓国国立民俗博物館蔵

(3) 帯

帯は赤絹衣の腰辺りに締める飾り帯として、一品官は犀の角で作った犀帯を、正二品官は鍍金帯（従二品官は素金帯）、正三品官は鍍銀帯（従三品官は素銀帯）、四品官は素銀帯、五・六・七・八・九品官は黒角帯を用いた（図4）。



図4. 沈東臣（1824–）の犀帯
重要民俗資料2-7号、檀國大学校所蔵

3. 国書伝命の儀式における「金冠朝服」の着用時期について

(1) 文献に見られる三使の儀礼服の変遷

1) 朝鮮側の記録からの考察

朝鮮通信使の三使・堂上官などが著した日本往還記録の中で、国書伝命の儀式に用いた礼装に関する記述を見ていくと、副使・慶暹の『海槎録』宣祖40年（1607）6月6日条には「冠帯」、正使・林統の『丙子日本日記』仁祖14年（1636）12月14日条にも「冠帯」と記されている。では、「冠帯」

というものは、朝鮮の官服³の中で、どのようなものを示しているのであろうか。孝宗6年（1655）における二つの使行記録を見ると、正使・趙珩の『扶桑日記』10月8日条には、「辰初三使具冠帶發向關白城行」⁴とあり、従事官・南龍翼の『扶桑録』の同日条には「三使奉國書具公服乘輜備鼓吹威儀次第而出」と記されている。したがって、「冠帶」は、朝鮮の官服の中で「公服」を示したものであったと考えられ、この時点までは、国書伝命の際に金冠朝服が用いられなかった様子が読み取れる。それが肅宗8年（1682）になると、押物通事・金指南『東槎日録』の序文に「朱衣象笏」⁵という記述が見え始め、肅宗37年（1711）以後からは、梁冠朝服⁶、または金冠朝服という名称で、朝鮮通信使の最後の日本使行となる純祖11年（1811）まで表れる（表1）。

年度	将軍	書名	著者	職位	伝命日	儀礼服
1607年 慶長12、宣祖40	秀忠	海槎録	慶暹	副使	6月6日	冠帶
1617年 元和3、光海君9	秀忠	扶桑録	李景稷	従事官	8月26日	記述なし
		東槎上日録	吳允謙	正使		記述なし
1624年 寛永元、仁祖2	家光	東槎録	姜弘重	副使	12月19日	記述なし
1636年 寛永13、仁祖14	家光	丙子日本日記	林 統	正使	12月14日 ⁷	冠帶
		海槎録	金世謙	副使		冠帶
		東槎録	黄 亦	従事官		冠帶
1643年 寛永20、仁祖21	家光	癸未東槎日記	未詳	-	7月19日 ⁸	記述なし
1655年 明暦元、孝宗6	家綱	扶桑日記	趙珩	正使	10月8日	冠帶
		扶桑録	南龍翼	従事官		公服
1682年 天和2、肅宗8	綱吉	東槎録	洪禹載	堂上官	8月27日	記述なし
		東槎日録	金指南	堂上官		朱衣象笏
1711年 正徳元、肅宗37	家宣	東槎日記	任守幹	副使	11月1日	11月8日 ⁹ 梁冠、朝服
1719年 享保4、肅宗45	吉宗	海遊録	申維翰	製述官	10月1日	金冠朝服

³ 朝鮮における文武百官の官服は、襟の形によって、團領（丸襟）と垂領（直領ともいい、左右の襟を低くたれさげ、V字形に合わせて着る襟）に分けられる。團領を基本とする官服には、常服、公服、時服があり、それらは頭にかぶる冠の種類、團領の色、また、胸背飾りがあるかどうかによって、官服の用途が決められた。垂領の官服には、朝服と祭服があった。

⁴ 趙珩：『扶桑日記』、米国ハーバード大学エンチン図書館所蔵本。

⁵ 『東槎日録』の序文「乗槎御命爰啓玉節之行佐幕刺名必審珠履之選非子莫可得人於斯惟其何遜之逸才遂膺記室所以阮瑀之神筆方許從官恭惟我朝之成規素與隣國而通信間者缺交聘之義敦好未修茲焉致專价之書懇邀申至當玄默闡茂之歲備朱衣象笏之班隨三星而出疆豈有可憐之色望九天而辭陸難堪便訣之懷逾鳥嶺之重關漢都云遼歷雞林之雄府萊城匪遙驅馳二句之在途醉飽一路之。（以下略）」。

⁶ 対馬宗家文書『正徳信使記録』11月1日条には「金冠朝服」と記されている。（慶應義塾大学図書館所蔵）参照。

⁷ 「大倉院殿御實紀」、『通航一覽』第二巻には12月13日と記されている。

⁸ 「大倉院殿御實紀」、『通航一覽』第二巻には7月18日と記されている。

⁹ 対馬宗家文書『正徳信使記録』11月1日の条には「金冠朝服」と記されている。

1748年 延享5、英祖24	家重	奉使日本時 聞見録	曹命来	従事官	6月1日	金冠朝服
1764年 宝暦14、英祖40	家治	海槎日記	趙 曦	正 使	2月27日	金冠朝服
1811年 文化8、純祖11	家斉	東槎録	柳相弼	軍 官	5月22日	金冠朝服

表1. 国書伝命の儀式における通信三使の儀礼服の変遷

上記の『東槎日録』序文にみる記述から、朱色の衣に笏を持つ三使の様子が推測される。この朱色の衣は、どのような衣服を示すものであろうか。『世宗実録』¹⁰によると、宋の文武官の朝服を「朱衣朱裳」、朝鮮の群臣の朝服を「赤羅衣赤羅裳」と記していることから、朱と赤は、両方ともに朝服の色を表す色名として使われていたことが読み取れる。なお、金指南の同書の5月29日条に、左水使の宴会で紅團領を着用したという記述があることから、「朱衣」は、赤色系の色名を持つ「紅團領」を示すものではなく、朝服の「赤納衣」、つまり、「朱衣＝朝服」であることが認められ、肅宗8年（1682）の国書伝命の儀式から金冠朝服が用いられたと考えられる。

2) 日本の新井白石の小文『朝鮮冠服の事』（1711）からの考察

さて、日本側の記録、新井白石（1657－1725）著『朝鮮冠服の事』によると、朝鮮の「金冠朝服」は正徳元年（1711）から用いられたとされる。以下、その内容を引用する。

朝鮮の経国大典を按ずるに其国の制、祭服といふあり、朝服といふあり、公服といふあり、常服といふあり。(中略) ①朝服といふは則本朝の礼服のごとしこの故に金冠銀帶玉佩黒靴象牙笏等みなそなはれり。②公服といふは本朝の朝服のごとしこの故に烏紗帽銀帶黒靴等の制にて玉佩象牙笏は用ゐず。(中略) ③むかし京都の公方の代の頃より当家の初壬戌の頃に至るまで朝鮮の使い来れる事、前後に通じて、凡そ三百余年が間、その冠服みなみな公服を用ひたり。④然るに此度の信使進見辞見の日は、公服を用ひ、賜燕の日は常服を以て入るべきよしを仰下されしをうけ給りて、申しけるは『当代に及て礼楽に御ころざし厚しと承り及びぬ、いかで公服をもて進見し奉るべきや。朝服を用ひ候べし。たとひ賜宴の日といふとも常服を用ゆべからず。必ず公服を用ひ候べし』と申して、はたして⑤進見の日朝服を用ひたり。これ本朝の礼制に准ぜば礼服をもて見え奉りし也。(中略) ⑥朝鮮の代となりて武家に使をまいらせられしよりこのかた今日のごとくなる礼儀ついに聞も及ばず。⑦これらの儀こなたより申せし所にもあらず三使みづからかく其冠服をあらためて見えまいらせし事誠に古今の中、奇代の礼と申すべし。(中略) 正使答ていはく『今日、朝廷の儀、まことに、をそれ入り存じ候ひぬ。我等がいやしき礼儀なにの御覧候所か候べき。しかれども、事故なく進見し奉り候事、誠に両国の大慶には存じ候』と申す候ひぬ。(中略) ⑧誠にありがたき御事に覚えて喜びの涙を催し候き。辛卯十一月朔日 源君美〈謹記〉¹¹ (①～⑧の点線は、便宜上付したものである。)

¹⁰ 『世宗実録』巻31 世宗8年（1426）二月二十六日（庚寅）条。

¹¹ 市島謙吉（編輯・校訂）：『新井白石全集』第4，東京括版，pp. 693－694（1906）

前文のように、白石は、①朝鮮の朝服は日本の禮服に、②朝鮮の公服は日本の朝服に相当するものとして、③昔から壬戌年（天和2）の頃に至るまで、朝鮮の使者が来たときは、おおよそ300年間冠服はすべて公服を用いたと記している。また、④の記述に見る如く、幕閣からは、信使が謁見し国書を伝命する日には公服を、宴会の日には常服を着るようにと仰せが下されたが、白石は、「今の世になってからは礼楽を重視する方針なのに、いったいどうして公服を着て將軍に謁見し、国書を差し出すのか、朝服を着るべきだ」と強く主張している。この記述から、幕閣は外交儀礼において、相手の国の服飾がどれほど重要な役割をするもので、どのような意味を持つものか、つまり、朝鮮の三使が国書伝命の儀式の際に、どのような儀礼服を着用するのかについては、あまり認識していなかった様子が読み取れる。しかし、新井白石は、彼の著書『武家官位装束考』¹²にも示しているように、徳川の世を盤石なものとするためには、礼制の樹立が必要不可欠であると強調し¹³、服飾が外交儀礼においてどのような意味を持つものであるのかを熟知していた人物であった。従って、国書伝命の儀式という外交の最前線の場において、朝鮮の三使は、当然のように、朝鮮の最高の礼装である金冠朝服を着用すべきだとその重大性を力説したのである。そもそも白石の対朝鮮外交方針は、平和、簡素、対等の三つにあり¹⁴、金冠朝服を着用した儀式こそ両国の対等外交に繋がるものと考えたのであろう。そして、⑤に記されているように、進見（国書伝命）の日に、三使は朝服の姿であったが、これは日本の礼儀作法に照し合せると、礼服を着て謁見したということになり、なお、⑥のように、朝鮮の時代になって武家政権に使者を遣わしたときからいまで、今回のような礼儀にかなった装束を着て、將軍に謁見したということは聞いたことがないと、白石は語っている。さらに、⑦の記述のように、これらの礼儀は日本から言い出したことではなく、朝鮮の三使みずからこのように冠服を改めて（朝服で）謁見したこと、まことに昔から今にいたるまで、まれにみる礼であるというべきだと述べている。最後に、朝鮮の正使のお礼の言葉の後、白石は⑧の記述のように、本当にありがたいことに思っ喜びの涙をこぼしたと感激の気持ちを如実に書き記している。

当小文では、⑤、⑥、⑦に見る如く、正徳元年になって初めて金冠朝服が着用されたと記されている。これは、朝鮮側の記録とは齟齬するもので、大きな疑念が生じる。何故そのような食い違いがおきるのか。そこで、白石の朝鮮通信使との出会いという側面から答えを探ってゆくことにする。そもそも白石の通信使との出会いは天和2年（1682）9月1日に始まる。当時、26歳の若き白石は、対馬の西山健甫を介して、通信使の宿舎である本願寺を訪ね、自著の序と跋を求めて筆談を行ったことがある。そのころの白石は、同年3月に大老堀田正俊へ出仕したばかりで、同年8月27日の国書伝命の儀式に参会できる身分ではなかった。白石は正徳元年になってからは朝鮮通信使の応接上での実質的な中心人物として、国書伝命の儀式で三使の金冠朝服の姿を自分の目で確認することができたが、それ以前の儀式は見えていなかった可能性が高いのである。先にも述べたように、徳川幕府

¹² 市島謙吉（編輯・校訂）：『新井白石全集』第6、東京括版、pp. 465—481（1907）

¹³ 荒川久壽男氏も「皇統一系をいばまくらにふつて徳川の世の無窮なるためには万代にわたる礼制を樹立しなければならぬ、と強調したものであろう」と記している。『新井白石の学問思想の研究』、皇学館大学出版部、p. 22（1987）参照。

¹⁴ 宮崎道生：『人物叢書 新井白石』、日本歴史学会編集、吉川弘文館、（1989）参照。

側は外交儀礼における朝鮮の服飾の意義についての関心が低く、管見に知る限り朝鮮の三使の儀礼服に関する記述は残されていない。従って白石は30年前の天和2年（1682）から金冠朝服が着用されていたことを、知る由もなかったと考えられる。この点に関しては、検討の余地が残されているので、稿を改めたい。では、もう一つの手がかりとして、三使の金冠朝服の姿が見受けられる貴重な絵画史料を以下に取り上げ、解明を試みる。

（2）狩野常信¹⁵筆「朝鮮通信使行列絵巻」に初登場する三使の金冠朝服

狩野常信筆「朝鮮通信使行列絵巻」（佐賀県立名護屋城博物館所蔵）は、正徳元年の朝鮮通信使を描いたものとして、広く知られているものである。しかし、近年、佐賀県立名護屋城博物館の学芸員浦川和也氏のご研究により、常信が正徳元年の通信正使を描いた「趙泰億像」には、「法印」の落款を用いたのに対し、当絵巻では、宝永年間（1704—1709）に使用された「法眼古川叟筆（印）」の落款が施されていることが指摘された。つまり、正徳元年以前に描かれたものであるということである。当絵巻には、天和2年（1682）8月27日に行われた国書伝命の儀式のために、金冠朝服に身を包み登城する三使の行列が描かれている。通常、三使の行列は、正使、副使、従事官の順であり、天和度通信使記録¹⁶にも、正使、副使、従事官の順と記されている。しかし、本絵巻には三使の服装から見ると、逆の順番で描かれている。このような類例は、呉市下蒲刈町（財）蘭島文化振興財団所蔵「朝鮮通信使行列絵巻」にも見受けられる¹⁷。服装以外にも、三使が乗る平輜（輿）の担ぎ棒の長さは、正使1丈3尺6寸、副使1丈2尺3寸、従事官1丈7寸と異なっているが¹⁸、当絵巻には三番目に登場する正使の平輜の担ぎ棒が若干長く、次に二番目の副使、一番目の従事官の順の長さに描かれている。

まず、最初に登場する従事官朴慶後（正五品・弘文館前校理）は、頭には四梁の金冠を被り、朝服の赤絹衣を着装して帯を締めているが、そこに長方形の飾りが三つある。手には笏を持って、朝鮮人達が担ぐ平輜に乗っている（図5）。その後を続く副使李彦綱（正三品党下・司僕寺正）も従事官の服装とほぼ同じ様子をしている。三番目に登場する正使尹趾完（正三品党上・戸曹参議）は、従事官と副使にみる服装とは多少異なった様子である。頭に五梁の金冠を被り、朝服の赤絹衣を着装して帯を締めているが、そこに見える長方形の飾りは五つである。手には象牙の笏を持っている（図6）。従って、三使の中でもっとも高位であることが見て取れる。

¹⁵ 狩野常信（1636—1713）、尚信の長男として京都で生まれ、養朴、古川叟と号し、江戸狩野の総師として活躍した。「趙泰億像」に描かれた朝鮮の官服は、彼の絵の信頼性を示した一例である。

¹⁶ 宗家記録『天和信使記録』（内題）「信使奉行江戸在留中毎日記」8月27日条（慶應義塾大学図書館所蔵本）。

¹⁷ 正使、副使、従事官、小通事など、描かれた対象ごとに役回りが書き留められている。

¹⁸ 『朝鮮紀聞』（内題）「平輜」（佐賀県立名護屋城博物館所蔵本）



図5. 従事官の金冠朝服



図6. 正使の金冠朝服

狩野常信筆「朝鮮通信使行列絵巻」部分図、佐賀県立名護屋城博物館所蔵

ところで、冠は身分の標識であるにも関わらず、三使共に本来の品位よりも上のランクの金冠を被っていて興味深い。朝鮮の外交儀礼において、冠が持つ意味は大変大きい。その一例として、1896年、ロシアの皇帝・ニコライ二世の戴冠式に参会するために、モスクワのクレムリン宮廷に着いた朝鮮の使節団は、戴冠式場内で冠を取らなければいけない立場に置かれるが、朝鮮の外交儀礼に準ずるため、冠を被ったまま、式場の外から戴冠式を眺めたとされる¹⁹。いかに朝鮮では冠が重要視されたのかを物語っている歴史の一場面である。このように朝鮮の冠は、外交の現場において威儀を整えるという儀礼上必要欠くべからざるものであり、恣意的に着脱できるものではなかった。従って、当絵巻に見る正三品の正使が本来被るべき三梁の金冠の代わりに、正一品の五梁の金冠を被った理由は、正使が朝鮮国王の代理ということを示したからだと考えられる。これは対等外交の確立、つまり、両国の外交上の対等性（「敵礼」）を図るためであったからと考えられる。

さて、宗家文書『天和信使記録』「信使奉行江戸在留中毎日記」9月4日条によると、

狩野養朴信使宿工罷出候付而正使従事絵を
為書見申度候由被申候故此方より唐紙等出之
正使従事見物被仕養朴朝鮮人弓矢
唐冠石帯等取寄写し罷帰候²⁰

とあり、国書伝命の儀式を行った約一週間後に、常信が正使と従事官の身の回りの品を描写している様子が読み取れる。以上のことから、狩野常信筆「朝鮮通信使行列絵巻」は、確かに天和2年(1682)

¹⁹ 関忠正公遺稿巻3『海天秋帆』1896年5月26日条「(前略) 俄法戴冠禮行於禮拜堂而不免冠不許入其堂我國及清國土耳其波斯各使皆以不免冠不入仍留堂外樓上觀光 (以下略)」。

²⁰ 訳文「狩野養朴が通信使の宿へ参上して、正使と従事官の絵を描くためにみせて頂きたいと申し上げたので、こちらから唐紙など描くための道具を出して正使と従事官が使っているものを見、養朴は朝鮮人の弓矢、唐冠、石帯などを取り寄せて写し取り、退出した」

に訪れた朝鮮通信使を描いたもので、そこには通信使往来以来、初めて金冠朝服を纏って登場する三使の姿があった。因みに、天和2年（1682）と正徳元年（1711）に用いる清道旗の形は若干異なるが、『朝鮮紀聞』『朝鮮武器図』によると、天和2年（1682）には長い棒の頂点に房飾りをつけた清道旗を4本翳したと明記されている。当絵巻にも確かに房飾りのつけた清道旗が4本描かれている。このように日本側の常信の絵と朝鮮側の記録が一致し、先に述べた新井白石の記述に思い違いがあったことが指摘できる。

4. 「金冠紅團領」という異常な取り合わせの解明

（1）金冠紅團領の誤謬の始まり

前述のように、天和2年（1682）の来日を描いた常信の「朝鮮通信使行列絵巻」には、「金冠朝服」を身に纏った三使の姿が描かれていた。しかし、正徳元年（1711）11月1日、国書伝命のため、江戸城へ登城する様子を描いた「朝鮮国之信使登城行列図巻」（対馬藩主宗家旧蔵、現在、韓国国史編纂委員会所蔵）には、「金冠朝服」から「金冠紅團領」に描き替えられている。通信使の日本使行に伴う全ての行事は、前例の方針を踏襲して行われていたので、通信三使が国書伝命という最も重大な儀式の際に、突然「朝服」より下位の「紅團領」を用いる可能性は極めて低い。なお、肅宗37年（1711）の副使任守幹の日記にも「将軍が絵師を送り、朝服と梁冠を描かせた」²¹と記されていることから、正徳元年（1711）の三使が「金冠朝服」を着装していたことは確かであろう。いったいこのような誤謬は、何をモデルとして描かれるようになったのか、その解明に迫りたい。

正徳元年（1711）には、他の時代には見られない多数の長大な「朝鮮通信使行列絵巻」²²が描かれて今に伝わっている。これらは全て江戸幕府の老中土屋政直の意図によって、前年の宝永7年（1710）に来日した「琉球使節絵巻」を参考とし、町絵師数十人の手によって制作されたものである²³。なかでも、通信使の道中行列、江戸入城、帰路行列は、通信使が江戸に入城する前から先に制作に取り掛かったものであったので、写実に欠けた通信使の様子が描かれたのは当然のことであった。

さて、既に指摘したように「朝鮮国之信使登城行列図巻」に見られる三使は「金冠紅團領」を身に纏っている。中でも正使の服装に注目すると、頭には、朝鮮の金冠とは明らかに異質である梁（縦線の畝）のない金冠を被り、胸背の付いた紅團領を着装し、その上に帯を締めている（図7）。絵師が描き忘れたのか、または、何かの粉本をそのまま写し替えたのか、手には笏さえ持っていない。驚くことに、これと類似している画像が、通信使来日の一年前に描かれた狩野春湖筆「琉球国両使登城之行列絵巻」²⁴（大英博物館所蔵）にみる琉球国の正使の姿から確認される（図8）。

²¹ 任守幹：『東槎日記』正徳元年11月8日条「（前略）関百送画師画朝服梁冠而去（以下略）」。

²² 韓国国史編纂委員会（4本）、対馬歴史民俗資料館蔵（3本）、京都・高麗美術館蔵（2本）、辛基秀コレクション（1本）である。

²³ これに関して、田代和生氏は「朝鮮通信使行列絵巻の研究—正徳元年（1711）の絵巻仕立てを中心に—」において詳細に論じられ、その史実が解明されている。『朝鮮学報』朝鮮学会、第137輯、pp. 1—46（1990）参照。

²⁴ 宝永7年（1710）11月18日の琉球使節江戸登城を描いた絵巻。

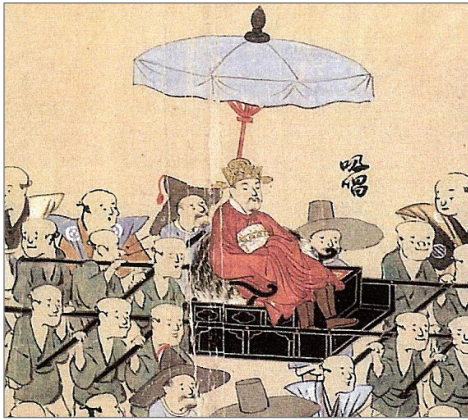


図7. 「金冠紅團領」の姿で描かれている朝鮮の正使

『朝鮮国之信使登城行列図巻』部分図、韓国国史編纂委員会所蔵

『朝鮮時代通信使行列』、国史編纂委員会、p. 111 (2005) より転載



図8. 琉球国の正使

狩野春湖筆「琉球国両使登城之行列絵巻」部分図 大英博物館所蔵

『秘蔵浮世絵大観一 大英博物館1』、講談社、p. 243 (1987) より転載



図9. 「金冠紅團領」の姿で描かれている正使

「通信使登城行列図巻」部分図

アメリカ、ハワード・リー氏所蔵

琉球の正使の冠は、輿の屋根飾りに隠れているので、実際どのような冠を用いたのかについては判明できないが、服装は(図7)と同じく胸背の付いた紅團領を着装して、手にも笏は持っていない。まさしく朝鮮国の正使が琉球国の正使の姿に描き替えられていたことが一目で看取される絵画史料である。以上の理由で「金冠朝服」の誤謬が始まったと考えられる。そこに、日本各階層の朝鮮文化への関心度が高まることにより、朝鮮通信使の行列図絵巻や版画の出版ブームまで加えられ、通信三使が国書伝命の際に身に纏う儀礼服が、本来あるべき姿である「金冠朝服」から「金冠紅團領」に変容され、日本各地へ伝播していったのである(図9)。このような傾向は、通信使の最後の日本使行を描いた文化8年(1811)のものに至るまで、多くの絵画史料から見受けられる。

(2) 金冠朝服、本来あるべき姿へ

「金冠紅團領」に身を包む三使の姿が多く見られる絵画史料の中で、稀であるが、記録画的な性格を持つものとして、写実を重視し描いた金冠朝服も見受けられる²⁵。そのなかで、文化8年(1811)の「通信使人物旗仗轎輿図」²⁶(名古屋市蓬左文庫所蔵)にみる正使の金冠朝服に注目したい。これには頭に五梁の金冠を被って、白絹中単を着装した上に朝服の赤絹衣を纏い、手に笏を持っている様子が描かれている。そして、赤絹衣の前後には双鶴胸背が付いて、腰に犀帯を締めて、左右に金色の葉模様が付いた紐状の飾りを幾つか下げている(図10)。



図10. 胸背の付いた金冠朝服

「通信使人物旗仗轎輿図」部分図、名古屋市蓬左文庫所蔵

韓国国立中央博物館編：『朝鮮時代通信使』、三和出版社、p.44(1986)より転載

²⁵ 「正装服飾図」(韓国歴史編纂委員会所蔵)1巻、「通信使人物旗仗轎輿図」(名古屋市蓬左文庫所蔵)2巻がある。

²⁶ この絵巻は、描き方がほぼ一致しているものが二巻(史料①35.2cm×625.9cm、史料②35.0cm×620.9cm)あり、そのうち、一巻が控え本であると考えられる。ここでは、史料①を取り上げて考察した。

しかし、朝鮮の朝服には、胸背は勿論のこと、金色の葉模様が付いた紐状の飾りも含まれていない。この違いは、絵巻に書き添えられている次の記述のうち、③の文章から解答を得ることができる。「兩使①公服」と題し、その説明に次のように書かれている。

受書及授 書ノ日此服ヲ用ユ 御饗應ノ日ハ②朝服ヲ用ユ 朝服ハ次ノ上々官ノ服也冠服トモニ少モ違ハズ ③佩玉之様子遠方ニテ委シリ見エズ大抵ヲシルス 都テ此図ハ一通リ見タルサマヲ写シタルニテ 熟視シテ真写スルニハアラズ 見ル人怨之 冠ハ減金敷中ハ黒キ羅ニテ張タリ 革帯一様ナラズサマザマ巧ヲ盡セリ 服ノ地ハ紗ノ様ニ見ユ紋ノ有無遠方ニテ不知 (①～③の点線は便宜上付したものである。)

③の記述のように、絵師は遠くから見たので朝服の様子が識別できず、大体のところを描いたので正確ではないことに許しを求めている。そのため朝鮮の官服の飾りとして知られていた胸背を後綬の代わりに、金色の葉模様が付いた紐状の飾りを佩玉の代わりに描いてしまったのであろう。掛け襟の描写にも若干の誤謬が確認されるが、それ以外は、ほぼ当時の朝鮮の金冠朝服として忠実に描かれており、次第に本来あるべき姿の金冠朝服へと変わっていく点が注目される。

さらに、興味深い点は、服飾用語を通じて、日朝間の異なる服飾文化の一面が垣間見られることである。国書伝命の儀式に用いる朝鮮の金冠朝服に関しては、厳密な服飾用語を用いず、①公服と記しており、饗応で着用する朝鮮の官服(團領)を、②朝服と記していることである。このような服飾用語の混乱は『正徳信使記録』『信使方雑録』からも見受けられる²⁷。なぜ同一の行事で着用する服飾の名称を、異なる用語で表記したのか疑問を抱かざるをえないが、「公服といふは本朝の朝服のごとし」²⁸という新井白石の記述に見る如く、これは根本的に異なる発想の差、つまり、日朝間の服飾用語の捉え方の差から生じた問題だと考えられる。

5. 国書伝命の儀式に見られる徳川幕府側の装束

国書伝命の儀式に用いる朝鮮の三使の儀礼服が「冠帯」・「公服」から「金冠朝服」へと変化していくのに対し、三使を迎える徳川幕府側はどのような装束を用いたのであろうか。今回は『徳川實紀』と『通航一覽』を用い、その中で国書伝命の様子が確認される元和3年(1617)から宝暦14年(1764)までの記録を取り上げ、幕府側の要人の装束と徳川將軍の装束に焦点を絞って考察を進めたい²⁹。

²⁷ 『正徳信使記録』『信使方雑録』にも紅團領のことを、「赤色冠帯、紅色朝服、堂上ハ薄色ニシテ用之申候、堂下ハ濃色ニシテ用之申候」と記している。

²⁸ 市島謙吉(編輯・校訂):『新井白石全集』第4, 東京括版, p. 693 (1906)

²⁹ 『通航一覽』には、文化8年の国書伝命の様子が記されているが、国書の伝命地が対馬であったので、ここでは取り上げないこととする。

(1) 国書伝命の儀式に見られる幕府側の装束

徳川幕府では、国家儀礼の公式的な行事を行う際には、公家系の装束である東帯³⁰または衣冠³¹を着装した。装束の最上位を占める東帯は、将軍宣下当日や重要な勅使の下向などに着用する正装で、いわゆる朝鮮の金冠朝服に当るものである。準正装に当る衣冠は、宮中での執務服に用いられたもので、朝鮮の黒團領に該当されるものと言えよう。

国書伝命の儀式にみる幕府側の装束について、「台徳院殿御實紀」(巻四十六) 元和3年(1617)8月26日条には

廿六日宗對馬守義成朝鮮信使を引つれ伏見城にのぼる。よて巳刻御衣冠にて。西城前殿の上段に出ます。上段には重ね疊の上に蒲團をしき。其上に御茵をかさね。御刀架を左に設く。朝鮮國王よりの獻物鷹五十聯。虎皮三十張。豹皮三十張。人参二百斤。金欄三十疋。(中略) 白紙三十卷。東南の庇に陳烈[列]す。昵近の公卿并諸大名。各衣冠にて侍座し。板倉伊賀守勝重。本多上野介正純。土井大炊頭利勝。安藤封馬守重信等は御前の庇に伺候す³²。

とあり、「大飢院殿御實紀」(巻三) 寛永元年(1624)12月19日条には

十九日韓使登營す。出仕の輩五位以上衣冠せり。正使鄭岵。副使姜弘重。従事官辛啓榮大手門より玄關にいたり殿上に伺公す。此時御衣冠にて大廣間にわたらせ給ひ。上段につかせ給ふ。重ね疊の上に御褥を置。御簾かゝぐ。左に御刀掛を設く。御太刀は吉良上野介義彌。御刀は有馬長門守信堅是を役す³³。

とあって、衣冠の姿で国書伝命の儀式に参加していた諸大名の様子が記される。それが「大飢院殿御實紀」(巻三十三) 寛永13年(1636)12月13日条には

十三日朝鮮聘禮行はる。(中略) 聘禮終りてのち大雪尺に盛り。この日直孝。忠明。利勝。忠勝は東帯。其外諸大夫以上は衣冠帯劔。孔雀間北方。宰相。中少將。侍従次間。闕内までは諸大夫。その外は布衣の侍。隨身の輩伺公し。大番士は素襖きて鷲の間に並居。

³⁰ 東帯は、天皇以下公家・武家が朝廷の公事、つまり、将軍宣下当日や重要な勅使の下向などに着装する正装で「昼装束」とも呼ばれる衣装である。通常、東帯は、冠、袍、石帯、半臂・忘緒、長い裾を引いた下襲、相、表袴、大口、襪、浅沓、附属具として帖紙、笏、檜扇で構成される。東帯に用いる袍と冠の種類は文官・武官によって区別されていたが、文官と四位以上の武官は縫掖の袍に垂纓の冠、五位の武官は闕掖の袍に卷纓の冠と定められていた。鈴木敬三：『有識故実大事典』、吉川弘文館、pp. 427-428 (1996) 参照。

³¹ 衣冠は、「宿直衣」とされる装束で、いわゆる準正装である。正装である東帯とは異なって文官・武官の区別がなく執務服としての活動性が重視されたので、有位者全般に亘り広く用いられた。基本的な構成は東帯と同じであるが、東帯より身動きの不自由な下襲と石帯を省き、大口・表袴に代えてゆったりとした袴・指貫を用い、文武官共に垂纓の冠を被った。また、東帯とは異なって素足を本義とした。鈴木敬三：『有識故実大事典』(前掲) pp. 24-25参照。

³² 黑板勝美(編)：『國史大系』第39巻、國史大系刊行會、p. 134 (1930)

³³ 黑板勝美(編)：同上、p. 332

書院番士是も素襖きてその番所に伺公し³⁴。

とあって、諸大夫の衣冠の姿とともに、束帯を着装した幕閣の姿が記されている。なお、『通航一覽』〈卷之七十五〉朝鮮國部五十一にも

寛永十三丙子年十二月十三日、信使登營、今日依別仰井伊掃部頭直孝、(中略)土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝按ずるに、この事職と稱す、この二人はともに老中なり、各著束帯、先是信使勤禮之時無束帯、皆著衣冠、紀年録³⁵

とあり、寛永13年(1636)になってから始めて束帯が着用された様子が読み取れる。また、「大猷院殿御實紀」〈卷五十四〉寛永20年(1643)7月18日条には

十八日朝鮮國信使聘禮行はる。よて信使は辰刻本誓寺の旅館を出て。(中略)三使に向ひて掃部頭直孝。松平隱岐守定行。保科肥後守正之。土井大炊頭利勝。讃岐守忠勝。加賀守正盛各束帯して座につく。次に直孝。忠勝。正盛を御前に召て仰ごとあり。(中略)三使は東方につく。七五三の饗膳を供す。供給の輩みな襲衣冠なり。(中略)この日國持。普第。外様の諸大名みな衣冠にてまうのぼる³⁶。

とあり、『通航一覽』〈卷之七十五〉朝鮮國部五十一には

寛永二十年七月十八日、朝鮮人御禮装束之次第、諸大夫以上、何も衣冠太刀を帶、國持衆は、御禮之間御次之間に有て御能始以前何も退出、御給仕之面々は、衣冠に下重を着し練の足袋をはく、但太刀を略す³⁷。

とあって、束帯、衣冠とともに、新しく「襲衣冠」と「衣冠に下重(衣冠下襲)」という記述が見受けられる。襲衣冠は、衣冠襲(衣冠重)とも言われるものであり³⁸、衣冠下襲は、通常の衣冠よりも改まった姿にするために衣冠に下襲を着用したもので、江戸時代武家特有の装束と考えられる³⁹。次に、「嚴有院殿御實紀」〈卷十〉明暦元年(1655)10月8日条には、

³⁴ 黑板勝美(編):『國史大系』第40卷、(前掲) pp. 42-43 (1930)

³⁵ 早川純三郎(編):『通航一覽』、第2卷、國書刊行会、p. 437 (1912)

³⁶ 黑板勝美(編):『國史大系』第40卷、(前掲) pp. 321-322

³⁷ 早川純三郎(編):『通航一覽』、第2卷、(前掲) p. 438

³⁸ 江戸時代に入ると、衣冠にも日常的に着用する衣冠と、晴儀用の衣冠で構成要素の一部が異なってくる。そのうち晴儀用の衣冠が襲衣冠で、その構成要素は中世までの通常の衣冠と同じである。ただし、以上のような区別ができるのは公家側のことで、武家側では襲衣冠だけとなっている。近藤好和:『装束の日本史』、平凡社、pp. 148-152 (2007) 参照。註176、177、182は近藤好和先生のご教示に拠るものである。

³⁹ 直衣でもやや改まった際には下襲を着用して、それを直衣布袴という。江戸時代の武家服制の特徴は、公家のように束帯なら束帯という同じ種類の装束で、その色・材質・文様つまり生地を変えて身分を表示するのではなく、装束の種類を変えて身分を表示する点にある。したがって、直衣布袴に準じて、通常の衣冠よりも改まった姿にするために衣冠に下襲を着用したと考えられる。

八日韓使引見あり。三使本誓寺より大手の門に至る間。三使の先に。その國王李滉が書簡。
 (中略) 西の縁に井伊掃部頭直孝。保科肥後守正之。酒井雅樂頭忠清。酒井讃岐守忠勝。
 松平右京大夫頼重。松平出羽守直政。松平伊豆守信綱。阿部豊後守忠秋。牧野佐渡守親
 成ともに束帶して着座す。北頬中閨の邊に國主父子并に領主四品以上。三間閨際にも四
 品の輩。みな衣冠に太刀帯で着座す。(中略) 三使は東に座せしめ。互に立揖して復座す
 れば。衣冠。下襲に練鞆をはきし輩。脱劍して饗膳を役送す⁴⁰。

と記されており、このように、束帶、衣冠、衣冠下襲を着用した様子は、天和2年(1682)にも一貫して現れる⁴¹。正徳元年の記録を見ていと、「文昭院殿御實紀」(巻十二)正徳元年(1711)11月1日条には、

十一月朔日韓使引見あり。三家ならびに國持はじめ。諸大名。布衣以上の諸有司みなま
 うのぼる。かの使臣も。こたびは聘禮御改更あるをもて。いままでの聘時には着せざる
 よそひども正して。(中略) 宗對馬守義方。館伴酒井修理大夫忠音。眞田伊豆守幸道。大
 目付横田備中守由松をのの衣冠。下襲。帶倒し。末廣をもつ⁴²。

とあり、『通航一覽』(巻之八十)朝鮮國部五十六には、

正徳元辛卯年十一月朔日、信使趙泰億、任守幹、李邦彦以下登營あり、着府せしは、前
 月十八日なり、宗對馬守義方相伴ふ、このたび修聘特に嚴重に待遇せられ、營中の莊飾
 内外の護衛より聘事輩の衣服等にいたりて、その規式尤華美を示さる、大凡營中に壁代
 及び帽額を設けられ、御座所ならびに階下護衛を列し、布衣の輩等すべて假六位の衣冠
 を着し、(以下略)⁴³

とあって、正徳元年(1711)の国書伝命の際には、以前に比べより一層規式化された上で、それぞ
 れの身分によって、「束帶」、「衣冠下襲」、「衣冠」を着用した様子が読み取れる。

ところで、享保4年(1719)の記録からは、束帶に関する記述が見受けられない。まず、「有徳
 院殿御實紀」(巻九)享保4年(1719)10月1日条を見ると

⁴⁰ 黑板勝美(編)：『國史大系』第41巻、(前掲) pp. 159-161 (1931)

⁴¹ 「常憲院殿御實紀」(巻六)天和2年(1682)8月27日条「廿七日朝鮮信使引見あり。(中略)時に對守義眞。左京亮義泰。大目付彦坂壹岐守重紹。各衣冠。下襲。帶劍して出むかへへ揖し。(中略)三間坂縁北方に奏者番并に芙蓉間諸大夫の有司。其むかひに諸番。諸物頭五位以上。御車寄の方まで列候し。書院番所に兩番の輩素襖着し列集す。井伊掃部頭直談。堀田筑前守正俊。阿部豊後守正武。牧野備後守成貞は共に束帶して。御前の中段。左右に着座す。大久保加賀守忠朝。戸田山城守忠昌は。これも束帶し板縁に座し。」黑板勝美(編)：『國史大系』第42巻、(前掲) pp. 457-458 (1931)

⁴² 黑板勝美(編)：『國史大系』第44巻、(前掲) p. 187 (1932)

⁴³ 早川純三郎(編)：『通航一覽』第2巻、(前掲) p. 497

白木もて造し器にもり持出たり。酒禮行はれて後。饌具を徹し茶菓を供す。給仕の輩みな衣冠。襲して太刀を帯びず。(中略) 出仕の輩みな衣冠。襲して太刀を帯び檜扇を持。布衣の士はその装束つけり⁴⁴。

とあり、なお、『通航一覽』〈卷之八十三〉朝鮮國部五十九には、

享保四年己亥十月朔日、朝鮮信使聘禮、出仕之輩五位以上著衣冠、自注、規式天和二年之例(萬年記)⁴⁵

とあり、

三使出席高家畠山下總守、自注、太刀帶○按ずるに、同時は衣冠下襲解劍なり⁴⁶

とあって、正徳元年(1711)には布衣を含む六位以上が衣冠を着用したのに対し、享保4年(1719)には五位以上が衣冠を用いており、また、正徳元年(1711)に束帯を纏った高家が享保4年(1719)には「衣冠下襲」を着用した様子を読み取れる。さらに、延享5年(1748)の記録⁴⁷から宝暦14年(1764)の記録⁴⁸には、「衣冠下襲」の記述も見受けられず、「衣冠襲」と「衣冠」のみが記されている(表2)。

では、寛永13年(1636)以来正徳元年(1711)までの国書伝命の際に、徳川幕府側の最高の礼装として着用されつつあった束帯が、享保4年(1719)になってからなぜ途絶するようになったのであろうか。その諸事情を『通航一覽』〈卷七十五〉享保4年(1719)9月29日条から窺い知ることができる。その箇所を引用すると

享保年先々御代、按ずるに、文昭院殿御時なり、朝鮮人来朝の節、布衣の御役人らは、

⁴⁴ 黒板勝美(編)：『國史大系』第45卷、(前掲) p. 170 (1933)

刊本で「衣冠」と「襲」の間に句点が入るのは間違いである。

⁴⁵ 早川純三郎(編)：『通航一覽』第2卷、(前掲) p. 545

⁴⁶ 早川純三郎(編) 同上。p. 550

⁴⁷ 「惇信院殿御實紀」〈卷七〉延享5年(1748)6月1日条「給仕の輩みな衣冠襲して太刀を帯びず。此際四位の輩。高家は皆帝鑑間にしぞき。(中略)五位以上は皆衣冠に太刀をおび。檜扇持。」黒板勝美(編)：『國史大系』46卷、(前掲) p. 459 (1934)

『通航一覽』〈卷之八十四〉朝鮮國部六十「朝鮮人御禮申上るに付、紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿、紀伊宰相殿、尾張中將殿を始の、國持大名其外萬石以上同嫡子、并布衣以上の御役人登城、出御以前席々へ列座、出仕の諸大夫以上の者衣冠襲を着し太刀帶、布衣の輩は布衣着之」早川純三郎(編)：『通航一覽』第2卷、(前掲) p. 557

⁴⁸ 「惇信院殿御實紀」宝暦14年(1764)2月27日条「給仕の輩は。みな襲。衣冠して太刀は帶ず。(中略)けふ出仕の輩。皆襲。衣冠。太刀を帯び。檜扇持つ。布衣侍は。その装束してのぼりぬ。」黒板勝美(編)：『國史大系』第47卷、(前掲) p. 146 (1935)

『通航一覽』〈卷八十五〉朝鮮國部六十一「朝鮮人御禮申上候に付、紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿始國持大名其他萬石以上同嫡子并布衣以上出仕之諸大夫、以上衣冠襲を着し太刀帶之檜扇、布衣之輩は布衣着之」早川純三郎(編)：『通航一覽』第2卷、(前掲) pp. 572-573

薄緑の袍、六位の装束始りしかと、後の來朝には被爲取除之、天和來朝の舊例に任せられ、大紋布衣に被復しなり、此等の趣は、彼白石子文學にのみ拘りて、武備の要を失へるもの歟、明君徳行録⁴⁹

とあり、当時「文」を重視していた新井白石の儀礼服の改革案は、武備の要を失うものと認識されていたことが分かる。従って、幕府側は、享保4年（1719）の国書伝命の際に用いる装束を、天和2年（1682）の旧例に戻すことにより、服飾を通して武家政権としての本来の姿勢を示そうとしたと考えられる。そして、幕府側は、公家の装束の最上位を占める束帯を、敢えて着用しなくなったと思われる。この点に関しては、さらに研究を深め、別稿で論じることとしたい。

表 2. 国書伝命の儀式に見られる徳川幕府側の装束

年 度	将軍	書名	伝命地	儀礼服	
				将軍	幕府側
1607年 慶長12	秀忠	東照宮御實紀	江戸	記述なし	記述なし
1617年 元和3	秀忠	台徳院殿御實紀 通航一覽第二卷	京都	衣冠	衣冠
1624年 寛永元	家光	大猷院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	衣冠	衣冠
1636年 寛永13	家光	大猷院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	白直衣 風折烏帽子	束帯 衣冠
1643年 寛永20	家光	大猷院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	直衣 風折烏帽子	束帯 襲衣冠、衣冠
1655年 明暦元	家綱	嚴有院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	白直衣 御冠	束帯 衣冠下襲、衣冠
1682年 天和2	綱吉	常憲院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	浅黄の直衣	束帯 衣冠下襲、衣冠
1711年 正徳元	家宣	文昭院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	二藍三重襷の御直衣 立烏帽子	束帯 衣冠下襲、衣冠
1719年 享保4	吉宗	有徳院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	直垂	衣冠下襲 襲衣冠、衣冠
1748年 延享5	家重	惇信院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	直垂	襲衣冠、衣冠
1764年 宝暦14	家治	惇信院殿御實紀 通航一覽第二卷	江戸	直垂	襲衣冠

以上見てきたように、徳川幕府は公家装束の最上位を占める束帯を、正徳元年まで着用しており、朝鮮の最高の儀礼服である金冠朝服より、約50年も先に国書伝命の儀式で用いていたことが分かる。注目をしておきたい。

⁴⁹ 早川純三郎（編）同上。pp. 443-444

(2) 国書伝命の儀式に見られる徳川將軍の装束

次に、国書伝命の儀式の際に、徳川將軍はどのような装束を用いたのであろうか。まず、「台徳院殿御實紀」〈巻四十六〉元和3年（1617）8月26日条をみると、

廿六日宗封馬守義成朝鮮信使を引つれ伏見城にのぼる。よて巳刻御衣冠にて。西城前殿の上段に出ます⁵⁰。

とあり、「大猷院殿御實紀」〈巻三〉寛永元年（1624）12月19日条には

十九日韓使登營す。出仕の輩五位以上衣冠せり。正使鄭岄。副使姜弘重。従事官辛啓榮大手門より玄關にいたり殿上に伺公す。此時御衣冠にて大廣間にわたらせ給ひ。上段につかせ給ふ。重疊の上に御褥裾を置。御簾をかゝぐ。左に御刀掛を設く。御太刀は吉良上野介義彌。御刀は有馬長門守信堅を役す⁵¹。

とあって、將軍秀忠と將軍家光の衣冠の姿が確認される。しかし、「大猷院殿御實紀」〈巻三十三〉寛永13年（1636）12月13日条には

十三日朝鮮聘禮行はる。（中略）午時に白の御直衣に風折烏帽子をめされ出給ふ⁵²。

「大猷院殿御實紀」〈巻五十四〉寛永20年（1643）7月18日条には

十八日朝鮮國信使聘禮中略 かくて黒木書院にて御装束をめさる。（御直衣。風折烏帽子。薄紫御指貫。丁子紋）高倉大納言永慶卿。今川刑部大補植房御衣紋の役す⁵³。

とあり、また、「嚴有院殿御實紀」〈巻十〉明暦元年（1655）10月8日条には

八日韓使引見あり。三使本誓寺より大手の門に至る間。（中略）かくて白直衣。禁色の御指貫。御冠めて⁵⁴。

「常憲院殿御實紀」〈巻六〉天和2年（1682）8月27日条には

かくて御冠。浅黄の御直衣。禁色奴袴めし。ご太刀を帶せ給ひ。大廣間に出まし。上段

⁵⁰ 黑板勝美（編）：『國史大系』第39巻，（前掲）p. 134

⁵¹ 黑板勝美（編）同上。p. 332

⁵² 黑板勝美（編）：『國史大系』第40巻，（前掲）pp. 42-43

⁵³ 黑板勝美（編）同上。p. 321

⁵⁴ 黑板勝美（編）：『國史大系』第41巻，（前掲）pp. 159-160

に着御なる⁵⁵。

と記されている。「文昭院殿御實紀」(正徳元年(1711)11月1日条にも

此日御立烏帽子。二藍三重襷の御直衣。「直衣下ア有分註これは①冬の直衣色、朝鮮の吉服にあらざるをもて夏の直衣をたてまつりしなりといふ三十七字」紫烏襷の御指貫めされ。野太刀を帯び。檜扇をもたせ給ひ。まづ御座所にて⁵⁶。(①の点線は便宜上付したものである。)

とあって、寛永13年(1636)から正徳元年(1711)まで「直衣」が着用されていた様子が読み取れる。この時期は、幕閣の束帯の着用時期と一致しており、将軍が公家の装束を用いた時は、幕閣も公家の装束を着用していたことが分かる。直衣は、平安時代に天皇以下高級官人が日常着として採用した私服である⁵⁷。天皇の勅許を得た者は直衣での参内が許されていたが、『明月記』正治2年(1200)正月8日条の法勝寺御幸に、公卿は「直衣束帯」と称して、直衣が束帯の代用として着用された様子も窺える。江戸時代になると将軍家の神拝や拝礼のときにも着装されるようになる⁵⁸。冬の直衣は、表を白の綾、裏を平絹の二藍とし、夏は裏なしの一重で二藍の穀紗、縹の穀紗などを使って仕立てられた⁵⁹。冬の白直衣を装っている将軍の様子は、前述の寛永13年(1636)と明暦元年(1655)の記録からも確認される。ところで、正徳元年(1711)の記録にみる将軍家宣の装束に注目すると、①の記述が示しているように、白直衣の白色は朝鮮側からみると吉服の色ではなく喪服をイメージする色であったので、家宣は季節が冬であったのにも関わらず、冬用の白直衣の代わりに敢えて夏用の二藍の直衣で身を包み、三使を迎えたのである。二藍は「紅(くれない)」と「藍」を合わせた色で、若年は藍を薄く紅を強く染め、年齢を加えるにつれて藍を深くし紅を薄くした。従って当時49歳の徳川家宣(1662-1712)が装っていた直衣の色は、藍を強くした「青」に近い色であったことが類推できる。既に述べたように、朝鮮王朝では「青」を「東方」、つまり朝鮮を現す吉祥的な意味を持つ色として重んじていた。以上のことを考え合わせると、将軍家宣は通信三使を歓待する誠意の印として、朝鮮の喪服を連想させる白直衣を避けて、吉服をイメージする二藍の直衣を身に纏ったと考えられる。とりわけこの正徳元年(1711)は、新井白石の「使行待遇縮小案」⁶⁰により、通信使接待の簡素化、国書復号問題などが漸行され、予想外の波瀾を巻き起こした時である。しかしながら、服飾においてはむしろ以前より朝鮮側を礼遇する側面も現れ、日

⁵⁵ 黒板勝美(編):『國史大系』第42巻、(前掲) p. 458

⁵⁶ 黒板勝美(編):『國史大系』第44巻、(前掲) p. 188

⁵⁷ 直衣の袍のかたちは、束帯の袍と同じであるが、位階によらず色と文様が自由であったので「雑袍」とも言われる。鈴木敬三:『有識故実大事典』、(前掲) pp. 552-523参照。

⁵⁸ 市岡正一:『徳川盛世録』、平凡社、p. 251 (1989)

⁵⁹ 鈴木敬三:『有識故実大事典』(前掲) pp. 427-428参照。

⁶⁰ 第1に復号、第2に若君への聘礼停止、第3に礼曹から老中への幣・書の停止、第4に路宴の制、第5に使臣が客館に入るさいの儀礼法、第6に使臣到着のさいの客館への高家による慰問、第7に登城謁見さいの国書は正使が牽進すること、拝位において三家と同座することの廃止、饗宴に三家相伴を中止すること。三宅英利:『近世日朝関係史の研究』、文献出版、p. 391 (1986) 参照。

朝關係を重視する徳川將軍の外交政策の一面が垣間見られる。

享保4年(1719)になると、伝命の儀式にみる將軍の装束は、「直衣」から「直垂」⁶¹に変化していく。直垂というものは、公家装束に対して武家装束の最高礼装であり、公家の束帯に準ずるものである。江戸時代には、將軍以下大納言などの三位以上だけが着用することが許され、「年始御礼」、「將軍宣下御祝儀」、「琉球人御礼」などの儀式で着装された⁶²。「有徳院殿御實紀」(卷九)享保4年(1719)10月1日条には

かくて御直垂に御劔帯ひ給ひ。久世大和守重之先導し。御刀は桑山豊前守通政。御指添は岩木能登守正房役して白木書院に出給ふ⁶³。

とあり、直垂に劔を帯びた將軍吉宗の姿が記されている。既に5.の(1)国書伝命の儀式に見られる幕府側の装束で述べたようにこの時期は、幕閣が公家の装束である束帯を着用しなくなった時期とも一致しており、徳川將軍も武家の装束である直垂を身に纏うことにより、武家政権としての威儀を正していた様子が読み取れて興味深い。このように將軍の直垂の姿は江戸での最後の国書伝命の儀式となる宝暦14年(1764)まで続いている⁶⁴(表2参照)。以上が国書伝命の儀式に見られる日本側の装束である。

6. 国書伝命の儀式に「金冠朝服」が採用された理由

それでは、なぜ天和2年(1682)になってから三使が金冠朝服を着用するようになったのであろうか。その理由としてまず、当時の朝鮮がおかれていた経済状況が挙げられる。朝鮮初期から文祿の役以前まで、国家の大事に臨む文武百官は、金冠朝服を着装していた。しかし、文祿・慶長の役以後、金冠朝服はおろか、佩玉などの付属物さえ備えることができず、朝服の代わりに、一ランク下の黒團領を着用せざるを得なかったときもあった⁶⁵。慶長の役の後、約50年が経つと、戦争の傷跡が徐々に癒されると同時に、経済も回復の波に乗り、孝宗2年(1651)には、四品以上は朝服、五品以下は黒團領という服制が提案され⁶⁶、定着していくようになる。それに、礼学の発達により

⁶¹ 直垂は方領開腋の肩衣に袖をつけた上衣と共裂の袴が一具になった装束である。本来は庶民の日常着であったが、鎌倉時代には幕府出仕の公服となり、江戸時代になると武士の最高の礼装として完全に正装化された。鈴木敬三『有識故実大事典』(前掲)、pp. 594-596参照。

⁶² 宮崎和廣編：『宮廷文化研究—有識故実研究資料叢書』第7巻、クレス出版(2005)参照。

⁶³ 黒板勝美(編)：『國史大系』第45巻、(前掲) p. 169

⁶⁴ 『淳信院殿御實紀』(卷七)延享5年(1748)6月1日条「けふは御直垂めされ。」黒板勝美(編)：『國史大系』第46巻(前掲) p. 457

『浚明院殿御實紀』(卷九)明和元年・宝暦14年(1764)2月27日条「かくて御直垂に御劔帯たまひ。」黒板勝美(編)：『國史大系』第47巻(前掲) p. 145

⁶⁵ 『光海君日記』(太白山本)卷116 光海君9年(1617)6月25日

(戊午)条；『仁祖実録』卷37仁祖16年(1638)10月9日(戊戌)条。

⁶⁶ 『孝宗実録』卷6 孝宗2年6月14日(己未)条「禮曹啓曰朝服行禮之教。特下於祈禮日迫之後。參以事勢。不可不變通。往在 宣祖仁祖 兩朝。凡行大禮。四品以上朝服。五品以下黒團領。近侍參下以上。竝朝服。請依此舉行。從之」

官服の儀礼的な側面が重視される風潮も加えられ、天和2年（1682）に訪れた通信三使は、朝鮮の最高の礼装「金冠朝服」によって威儀を整え、国書伝命の儀式に臨み、誠信の外交に努めたのである。

もう一つの理由として、朝鮮王朝の対日平和外交の路線が小中華思想⁶⁷に基づき具象的に展開されたことにある。秀吉の朝鮮出兵以後、中断された日朝関係は、慶長12年（1607）になってようやく国交回復に至るが、朝鮮は日本に対する警戒心を容易に解くことができなかった。しかしながら、中国の政治的軍事的脅威が常に切実な問題として散在していた朝鮮にとって、日本との平和外交を維持することは、朝鮮半島の安全を確保する最も現実的な外交策であった。特に、丁卯年（1627）、丙子年（1636）の2度にわたる清の侵略や、明と清の交替により、政治的に清に服属せざるを得なかった朝鮮側にとって、肅宗元年（1674）、中国大陸で起きた「吳三桂の乱」⁶⁸のような軍事的な反乱は、朝鮮の朝廷を緊張させ、日本との連帯を以前より一層強化させるきっかけとなった。

さて、明の滅亡以後、朝鮮の儒者達は‘尊明排清’を主張し、特に、孝宗の在位期（1650—59）には、宋時烈（1607—89）らによる北伐論が台頭するなど、女真族が建国した清は文化的には夷狄とし、真の中華の文明や明の継承者は朝鮮王朝しかないと考え、朝鮮を小中華として自負する新たな国際意識を持つようになったのである⁶⁹。

周知のように、朝鮮の文物制度は、大中華である明の影響を強く受けたものであり、その中でも、百官の金冠朝服は明の服制を忠実に踏襲したものであった⁷⁰。従って、日朝外交儀礼のなかで、明の服制に則った「金冠朝服」で威儀を整えるということは、正統な中華の文明を受け継いだ朝鮮側の矜持を、服飾によって示したと考えられる。当時の朝鮮の知識人層が、朝鮮の儀礼官服の制度にどれほど誇りを持っていたかについては、天和2年（1682）の通信使との筆談を記した日本側の記録からも伺い知ることができる⁷¹。

以上のことから、明と清の交替期以来、自主外交の確立を目指していた朝鮮王朝は、日本との平和外交存続の中で、朝鮮こそ小中華であるという誇りを、国書伝命の儀式に用いる金冠朝服という最高礼装を通して表したと考えられる。

⁶⁷ 朝鮮の儒者たちが、朝鮮を中国と文化的同質性をもった「小中華」と自負し、他を夷狄視した思想である。本来は孔子の《春秋》における「尊中華・攘夷狄」の尊華攘夷思想に由来する。

⁶⁸ 吳三桂（1612—1678）は、中国明末、清初の軍人。1678年3月、湖南の衡州で新王朝の建国を宣言したが、同年8月に病死。その後を就いた吳三桂の孫の吳世璠も清軍の制圧により、1681年に雲南で死亡する。朝鮮は明の滅亡後も援明抗清の政策を取っていたので、吳三桂の乱に動揺せざるを得なかった。朝鮮王朝『肅宗実録』卷1肅宗元年（1674）11月13日（壬申）条；三宅英利：『近世日朝関係史の研究』，文献出版，pp. 165—167（1986）参照。

⁶⁹ 山内弘一：『朝鮮からみた華夷思想』，山川出版社，pp. 41—44（2003）参照。

⁷⁰ 柳喜卿：『韓国服飾史研究』，梨花女子大学出版部，pp. 300—306（1980）参照。

⁷¹ 人見友元が記した『壬戌韓使略録』（天和2年8月23日—9月12日までの記録）には、朝鮮の衣冠を話題とした次のような興味深い記述が記されている。

原文「八月二十三日 大和守酒井忠國等各 在座忠國問翠虛曰卿等衣冠似中國之製凡貴國之禮儀官服何代而如此乎 翠虛曰禮儀官服檀君以来既 定弊邦到今太盛」

訳文「8月23日 忠國、翠虚に問いて曰く、卿等の衣冠は中国の製に似たり。凡そ貴国の礼儀官服は何れの代に比くの如きか。翠虚曰く、礼儀官服は檀君以来既に定まり。弊邦には今に到るものはなほ太盛んになり」米 国ハーバード大学エンチン図書館蔵本。

7. 終わりに

以上、本稿では、朝鮮王朝と徳川將軍家を結ぶ要であった朝鮮通信使が国書伝命の儀式に用いた金冠朝服の究明を通して、日朝の善隣外交史の中で、服飾がどれほど重要な意味を持ち、どのような役割をしていたのかを明らかにしてきた。それらの成果をまとめると、以下ようになる。

まず、国書伝命の儀式における「金冠朝服」の着用時期について日朝双方の史料を比較検討した。日本側のものとして、天和2年（1682）の朝鮮通信使を描いた日本側の狩野常信筆「朝鮮通信使行列絵巻」に見られる金冠朝服、朝鮮側の記録として、金指南著『東槎日録』序文が一致することにより、国書伝命の儀式における金冠朝服が天和2年（1682）から着用されることが明らかとなった。また、対馬宗家文書『正徳信使記録』11月1日条、申維翰著『海遊録』10月1日条、曹命来著『奉使日本時間見録』6月1日条、趙曦著『海槎日記』2月27日条、柳相弼著『東槎録』5月22日条により、金冠朝服が最後の通信使行となる文化8年まで着用されていた様子が読み取れた。

次に、「金冠紅團領」という本来の金冠朝服ではありえない組み合わせが始まった理由について、正徳元年（1711）の「朝鮮国之信使登城行列図巻」と宝永7年（1710）に制作された狩野春湖筆「琉球国両使登城之行列絵巻」に見られる服飾を中心に解明を試みた結果、この「金冠紅團領」という異常な取り合わせは、琉球国の正使の姿をモデルとして描いたから始まったことが明らかとなった。それに、朝鮮通信使の行列を絵画化した版面などの出版ブームが加わり、通信三使が国書伝命の際に身に纏う儀礼服は、本来あるべき姿である「金冠朝服」から「金冠紅團領」に変容され、日本各地へ伝播していったのである。

また、国書伝命の儀式において、三使を迎えた徳川幕府側はどのような装束を用いたのかについて、『徳川實紀』と『通航一覽』より考察を行った結果、まず、幕府側の要人の装束は、元和3年（1617）と寛永元年（1624）には「衣冠」、寛永13年（1636）には、「束帯」と「衣冠」が用いられ、公家装束の最上位を占める束帯を、朝鮮の最高の儀礼服である金冠朝服より、約50年も先に国書伝命の儀式で用いていた様子を伺い知ることができた。寛永20（1643）年には、束帯、衣冠とともに「衣冠下襲」と「襲衣冠」、明暦元年（1655）から正徳元年（1711）にかけては「束帯」、「衣冠下襲」、「衣冠」が着用されたが、第8代將軍徳川吉宗により、享保4年（1719）以後からは新井白石により行われた儀礼服の改革案は武備の要を失うものと認識され、公家装束である束帯は着用しなくなった。

いま一つ、徳川將軍の装束は、元和3年と寛永元年には「衣冠」、寛永13年から正徳元年までは「直衣」を用いた。特に、冬の季節に行われた国書伝命の儀式の際に、將軍家宣が朝鮮の喪服を連想させる白直衣を避けて、敢えて夏用の二藍の直衣で身を包み、朝鮮側を礼遇する態度を示したことは、日朝の“善隣”外交史のなかで服飾が持つ重要性を披歴するものとして、注目されるところである。享保4年（1719）以後から、將軍の装束は「直衣」から武家装束の最高礼装である「直垂」に変化し、徳川將軍の装束が公家の装束から武家の装束として、移り変わっていく様子が読み取られた。

最後に、朝鮮最高の礼装である金冠朝服がなぜ天和2年の国書伝命の儀式から採用されるようになったのかについて考察を行った。文禄・慶長の役以後、朝鮮の経済は国家の大事に金冠朝服を備えることもできないほど、貧困な状況であったが、戦後約50年が立つと経済も徐々に回復し、その

中で孝宗2年（1651）には服制の整備が提案された。また、礼学の発達により官服の儀礼的な側面が重視される風潮も加えられ、天和2年（1682）以後来日した通信三使も金冠朝服によって威儀を整えることができたのである。

もう一つの理由は、朝鮮王朝の対日平和外交の路線が小中華思想に基づき具象的に展開されたことにある。明と清の交替期以来、自主外交を志向した朝鮮王朝は、日本の将軍宛てに朝鮮王の国書を伝達する儀礼の中で、明の服制に則った「金冠朝服」で威儀を整えることにより、朝鮮こそ正統な中華の文明を受け継いだという誇りを、服飾によって示したと考えられる。それに加え、肅宗元年（1674）、中国大陸で起きた「呉三桂の乱」を背景として、清と政治的緊張にあった朝鮮王朝は、朝鮮半島の安全を確保するために、日本との連帯を以前より一層強化する必要に迫られた。従って、この金冠朝服によって、朝鮮王朝の対日平和外交の路線が具象的に示されたのである。

このように、言葉によるだけではなく、服飾を通して日朝双方が共に自らの立場や考えを示したこと、外交の場において服飾が重要な要素であったことを、「金冠朝服」および幕府側の装束から解明した。

付記) 本稿を完成するに当たり、貴重な史料を快く利用させて下さいました佐賀県立名護屋城博物館の関係者方々にこの場をお借りし厚くお礼申し上げます。